三〇八　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示　一一　184　一七

三〇九　組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件　一三　六

三一〇　厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件　一三　186　二九

三一一　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定に基づき指定を取り消した件　一六　六

三一二　確定給付企業年金法施行令第六十七条第二項の規定に基づき指定を取り消した件　一六　六

三一三　国民年金基金令第二十条第三項の規定に基づき指定を取り消した件　一六　六

三一四　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第二十九条第一項の規定に基づき存続厚生年金基金の業務の一部を委託できる法人を指定する件　一六　六

三一五　確定給付企業年金法施行令第六十七条第一項の規定に基づき確定給付企業年金の業務の一部を委託できる法人を指定する件　一六　七

三一六　国民年金基金令第二十条第一項の規定に基づき国民年金基金の業務の一部を委託できる法人を指定する件　一六　七

三一七　国立感染症研究所製品交付規程の一部を改正する件　二七　196　五三

三一八　健康保険組合の設立を認可した件　三一　四

三一九　健康保険組合の解散を認可した件　三一　四

三二〇　健康保険組合の事務所の所在地を変更した件　三一　四

三二一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件　三一　四

三二二　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件　三一　五

三二三　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件　三一　198　一四

三二四　特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件　三一　198　一七

三二五　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示　三一　198　一七

三二六　厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数の一部を改正する件　三一　198　一七

三二七　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　三一　198　一七

○農林水産省

一二六〇―保安林の指定をする件　二　四

一二七四　家畜伝染病予防法施行規則第十条第一項の表第一号下欄の規定に基づき、農林水産大臣が国内で発生するおそれがあると認める監視伝染病を指定する件　二　176　一四

一二七六―保安林の指定をする件　三　三

一二八三　保安林の指定を解除する件　三　四

一二八四―保安林の指定施業要件を変更する件　三　五

一二八八―保安林の指定施業要件を変更する件　三　五

一二九一　保安施設地区の指定をする件　三　六

一二九二　野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件　三　178　二二

一二九三　特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　三　178　二二

一二九四　豚及びいのししに係る家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域を定める件の一部を改正する件　四　四

一二九五　登録特定飼料等製造業者の代表者の氏名の変更に係る届出があった件　四　四

一二九六　保安林の指定をする件　四　四

一二九七―〃　五　二

一三一三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十二条の二第一項及び第六十三条の三第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する医薬品及び医療機器の全部を改正する件　五　四

一三一四　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第六十八条の十八及び第六十八条の二十の二の規定に基づき農林水産大臣が指定する生物由来製品　五　四

一三一五―地すべり防止区域を指定する件　五　五

一三一八　地すべり防止区域を追加指定する件　五　六